

令和6年度介護保険サービス事業者等集団指導

令和6年度介護報酬改定に伴い新たに未実施減算
が導入された項目等について

京都市保健福祉局監査指導課

1 業務継続計画の策定の徹底

(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売除く)

■感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、業務継続計画が未策定の場合 **業務継続計画未策定減算**として、基本報酬を減算する。

★単位数	施設・居住系サービス	所定単位数の100分の3相当
	その他のサービス	100分の1相当

★要件 (以下の基準に適合していない場合)

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための及び 非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。
- ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を適用しない。令和7年3月31日までの間、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援は減算を適用しない。

2 高齢者虐待防止の推進

(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売除く)

■利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその発生を防止するための措置が講じられていない場合 **高齢者虐待防止措置未実施減算**として、基本報酬を減算する。

★単位数 所定単位数の100分の1相当

★要件 (以下の基準に適合していない場合)

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する
とともに、その結果について従業者に周知徹底
- ②虐待の防止のための指針の整備
- ③従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的を実施
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置く

※福祉用具貸与は減算に3年間の経過措置期間あり。

3 身体的拘束等の適正化の推進（1）

（短期入所系サービス、多機能系サービス）

■身体的拘束等の適正化を図るため、適正化の措置が講じられていない場合 **身体拘束廃止未実施減算**として、基本報酬を減算する。

★単位数 所定単位数の100分の1相当

★要件（以下の基準に適合していない場合）

- ①身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底
- ③身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- ④従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施

※1年間の経過措置期間あり。

3 身体的拘束等の適正化の推進（2）

（訪問系サービス、通所系サービス、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援）

■身体的拘束等の適正化を図るため、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

- ・ 緊急やむを得ない理由については、三要件（切迫性、非代替性、一時性）を満たすことについて、組織として慎重に確認の手続きを進め、具体的な内容について記録が必要
- ・ 当該記録については、完結の日から5年間の保存が必要

4 書面掲示規制の見直し

■事業所の運営規程の概要等の重要事項については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっている。

「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人ホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。

<令和7年度から義務化>

5 前回の改正において義務化された主な項目

●感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施

●ハラスメント対策の強化

方針の明確化、相談窓口の設置等

●認知症介護基礎研修の受講義務付け

医療・福祉関係の資格を有さない職員が対象（新規採用の場合は1年間の猶予措置）

～最後に～

★各種の委員会の開催、複数の研修等の実施が必要となりますので、年間計画を作成するなど、事業所の実情に応じて、確実に取組を進めてください。

★委員会や研修等については、実施記録を作成し、資料と共に保存するなど、当課運営指導において、概要が確認できるようにしてください。